

金澤レディース経政会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、金澤レディース経政会と称する。

(目的)

第2条 1 本会は、女性指導者・有識者・女性指導者を目指し学びを希望する者（以下「女性指導者等」という）を対象とし、会員相互の連携、情報の交換又は研鑽を重ね、経済、社会、文化等に関する諸問題を調査研修し、併せて会員相互の親睦、資質および社会的地位の向上を図り、事業と活動を通じて社会に貢献することを目的とする。

2 本会は、起業を志す女性に対し、様々な相談及び支援を行い、女性起業家を育成することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、その目的達成のために次の事業を行うものとし、特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的としてその事業を行わないものとする。

- 1 会員の指導力開発および相互親睦に資する行事の開催
- 2 経済・社会・文化及びそれらの改善発展に関する研究、実施
- 3 地域社会の開発及び諸問題に関する事業
- 4 各種諸団体との交流
- 5 その他本会の目的を達成するために必要な事項

(事務所)

第4条 本会の事務所を、石川県金沢市に置く。

第2章 会員・会費

(会員の表決権)

第5条 会員は、総会において1個の表決権を有し、役員（第12条に定める理事）に選任される資格を有する。

(会員の資格及び入会)

第6条 1 会員の資格は、女性指導者等とする。

2 本会への入会を希望する者は、2名の会員による推薦を条件とし、2週間の会員への周知を経て、役員審議をもって決する。

3 入会希望者は、入会月を基準とする月割計算をもって定められた年会費の納付確認後、会員として登録される。

(会費等の納入義務)

第7条 1 会員は、入会につき入会金を納め、毎年年会費その他必要に応じて各種会費を納めなければならない。但し、休会者も同様とする。

2 年会費は、当期4月中の請求を受け、当期5月末日を納付期限とする。

(変更の届出)

第7条の2 会員は、氏名・住所・会社名等の変更があった場合には、速やかに総務へ連絡・届出をしなければならない。

(退会・休会)

第8条 1 退会を希望する会員は、文書による退会届を総務に提出しなければならない。

2 本人の都合（長期にわたる病気、もしくは海外出張等）により長期欠席を余儀なくされる時は、休会届を総務に提出しなければならない。

3 休会期間が1年を経過した場合には、休会者は今後の在籍形態等について役員と協議する。

（退会の決議）

第9条 1 会員が次の一つに該当するときは、総会の決議により退会することができる。

1 本会の名誉を著しく傷つけ、又は本会の目的に反する行為があったとき

2 会費納入義務を履行しない場合

3 その他、会員として適当ではないと認められたとき

2 前項の決議で退会となった会員へは、その旨を配達証明付き郵便にて勧告後、2週間の経過をもってみなし退会とする。

第3章 会 合

（総会の決議）

第10条 次の事項は、総会において、正規会員（休会者を含む）の過半数の出席をもってその過半数の賛成決議を経なければならない。

1 定款の変更

2 役員を選任及び解任。但し、任期中に欠員を補充するときは、この限りではない。

3 本会の解散及び残余財産の処分の決定

（総会の招集）

第11条 1 総会は、代表が必要と認めたとき又は、5分の1以上の会員が総会の目的事項を示して請求したときは、会長はこれを招集しなければならない。

2 総会の議長は、会長とする。

3 総会の招集は、事前に会員に対し総会の目的・事項・日時及び場所につきその通知を発しなければならない。

第4章 理 事

（理事）

第12条 本会に以下の理事（以下「役員」という）を置く。

会長 1名

執行理事 2名

例会委員会担当理事 1名

イベント委員会担当理事 1名

会計担当理事及び法務担当理事 各1名

総務担当理事 2名

（役員資格）

第13条 役員は、本会の会員であることを要する。

（役員任期）

- 第14条 1 役員の任期は、次の通りとする。但し、再任を妨げない。
- | | |
|----------|----|
| 会長及び執行理事 | 2年 |
| その他の役員 | 1年 |
- 2 最初の選任についての任期は、選任された年度末までとする。
- 3 役員再任の是非については、任期中の活動状況をもって決する。

(役員の仕事)

- 第15条 1 会長は本会を代表し、執行理事は会長を補佐し、会長に不都合があるときは、会長に代わり本会を代表する。
- 2 例会委員会担当理事は、毎月定期的に開催される例会の庶務を総理する。
- 3 イベント委員会担当理事は、不定期にて開催される特別例会の庶務を総理する。
- 4 会計担当理事は、年会費・例会会費等の徴収のほか、会計報告などを総理する。
- 5 法務担当理事は、会運営にあたっての法的取扱いを総理する。
- 6 総務担当理事は、会運営にあたる総務一般を総理する。

第5章 管理

(定款その他書類の備付)

- 第16条 会長は、定款・規定・総会議事録を備え置かなければならない。

(会計報告)

- 第17条 1 会計担当理事は、年1回会員に対して、会の会計報告を行う。
- 2 会計監査は、前年度リーダーがこれを担当する。

第6章 資産・会計

(収入)

- 第18条 本会の資産は、会費・寄付金・補助金その他の収入をもって充てる。

(財産の請求権)

- 第19条 会員は退会した場合、本会の資産に対して何らの請求もなしえない。

(事業年度)

- 第20条 本会の事業年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

第7章 解散・清算

(解散)

- 第21条 本会は、次に挙げる事由により解散する。
- 1 第10条の議決があったとき
 - 2 破産(但し、本会が法人格を取得したとき)
 - 3 会員の総数が5名以下となったとき

(清算)

- 第22条 清算人は、就任の日より6か月以内に清算を行い、総会の議決を経て残余財産について処分の方法を定めなければならない。但し、前条第3号の事由によって解散した場合は、総会の決議を必要としない。

本会は、解散後であっても、総会の決議を得てその債務を完済するに必要な限度

において会費を徴収することができる。

(清算人の選任)

第23条 第21条第1項の事由によって解散する場合、清算人は会長とする。

以上

平成26年9月10日 総会において改正承認 平成27年1月14日より施行

平成31年1月16日 総会において改正承認 同日より施行

令和2年5月20日 総会において改正承認 同日より施行

令和3年7月20日 総会において改正承認 同日より施行